

健康・福祉



旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などを受けた方とご家族へ

旧優生保護法に基づく優生手術（不妊手術）、人工妊娠中絶などを受けることを強いられて被害を受けた方々やそのご家族などは、栃木県の相談窓口にご相談ください。対象の方に補償金などを支給します。

●対象者・金額

【補償金】

▶子どもができなくなる手術をされた方 1,500万円 ▶その配偶者（事実上の婚姻も含む）500万円

※ご本人・配偶者が亡くなっている場合、ご遺族が受け取ることができます。

【優生手術等一時金】

子どもができなくなる手術をされた方 320万円

※ご本人のみ受け取ることができます。なお、補償金もあわせて受け取ることができます。

【人工妊娠中絶一時金】

旧優生保護法により妊娠を続けられなくなった方 200万円

※ご本人のみ受け取ることができます。なお、優生手術等一時金を受け取った場合は対象外です。

●申請サポート 弁護士が無料で申請のサポートをします。詳細は以下にお問い合わせください。

問 栃木県旧優生保護法関係相談窓口（栃木県子ども政策課内）

☎ 028-623-3064

毎年3月1日から8日は「女性の健康週間」です

女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するために、厚生労働省が定め、女性の健康づくりを国民運動として展開しています。

女性はライフステージごとに心と身体が変化します。この機会に女性の健康について振り返りましょう。

本市では、3月2日（月）～6日（金）に市役所本庁舎エントランスにて「女性の健康づくり」をテーマに展示を行います。

問 健康政策課 本3階

☎ 0287-23-7601



「健診の手引き」一部誤りについてのお詫びと訂正

2月下旬に各世帯にお送りした、「令和8年度 大田原市民健康診査のご案内『健診の手引き』（ピンク色の冊子）6ページの表の記載内容に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

●訂正内容

【肺がん検診】

30～39歳女性の受診可否について（誤）○：「受診可」（正）－：「受診できません。」

※女性の肺がん検診は、40歳から受診可能となります。

問 健康政策課 本3階

☎ 0287-23-7601

おこさまの予防接種はお済みですか？

3月1日から7日は、「子ども予防接種週間」です。こどもの予防接種に対する関心を高め、接種率の向上を図ることを目的としています。この機会に、おこさまの接種状況を母子健康手帳で確認しましょう。

特に、4月から入学を控えているおこさまの、麻しん風しん第2期の接種漏れにご注意ください。なお、予防接種を受ける場合は、かかりつけの医療機関に予約しましょう。

※定期予防接種一覧は市HPをご覧ください。

問 健康政策課 本3階

☎ 0287-23-8975



令和8年度福祉タクシー利用券を交付します

●日時 3月26日（土）から交付開始

●対象者 ▶身体障害者手帳1級・2級の方 ▶療育手帳A・A1・A2の方 ▶精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方

●持ち物 各種障害者手帳

●申込方法 福祉課窓口または湯津上支所窓口、黒羽支所窓口へ直接申し込み

●その他 人工透析を受けている方で、福祉タクシーを利用しない方は、「人工透析通院燃料費助成」を申請することができます。

※詳細は、福祉課へお問い合わせください。

問 福祉課 本3階

☎ 0287-23-8921



税



原動機付自転車、農耕車、小型特殊自動車の廃車手続きなどはお済みですか？

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者（割賦販売などの場合は使用者）に課税されます。

廃棄、譲渡、盗難などにより所有しなくなった場合や、所有者がお亡くなりになった場合は、速やかに廃車や名義変更の手続きをしてください。軽自動車税は月割課税をしていません。4月2日以降に廃車や名義変更した場合でも、その年の税を全額納める必要があります。

大田原市でリフォームするならLIXILリフォームショップ七浦建設におまかせください

先進的窓リノベ2026事業

補助金活用で窓から断熱リフォームしませんか？

内窓インプラス 取替窓リプラス

毎週土日は事前予約制 リフォーム相談会開催中！

住まいのこころ

LIXILリフォームショップ七浦建設

〒324-0021 大田原市若草1-1330 営業時間 9:00～17:30 休業日 水曜・祝日 他

お問い合わせは

Web予約フォーム

☎ 0287-47-4701



HPはこちら



広告

※財源確保のため、有料広告を掲載しています。

●**手続き窓口**

車種	手続き窓口	必要書類
①軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会栃木事務所 (宇都宮市西川田本町1-2-37) TEL050-3816-3107	左記の窓口にお問い合わせ ください
②二輪車 (125ccを超えるもの)	関東運輸局栃木運輸支局 (宇都宮市八千代1-14-8) TEL050-5540-2019	
③原動機付自転車 (125cc以下) ④小型特殊自動車 (農耕車・その他)	大田原市役所 税務課 各支所 総合窓口課	標識交付証明書、ナンバー プレート(廃車する場合)、 本人確認書類(運転免許証 など)

●**注意事項** 原動機付自転車、ミニカーおよび小型特殊自動車(トラクター、コンバイン、フォークリフトなど)はその使用および道路走行の有無に関わらず、車両を所有している場合には軽自動車税の課税対象です。「しばらく乗らないから」「公道を走らないから」などの理由で一時的にナンバープレートを返納(廃車)することはできません。

問税務課 本2階 TEL0287-23-8785

固定資産税に関する帳簿の縦覧

令和8年度固定資産税に関する帳簿の縦覧を以下のとおり行います。

●**日時** 4月1日(水)～30日(木) 9:00～16:30(平日のみ)

※税務課のみ毎週(水)は、19:00まで縦覧できます。

●**場所** 税務課、湯津上支所、黒羽支所
●**縦覧できる帳簿**

【土地価格等縦覧帳簿】

土地の所在地番ごとに地目、地積、価格などを表示

【家屋価格等縦覧帳簿】

家屋の所在地番ごとに種類、構造、床面積、価格、建築年次などを表示

●**対象者** ▶本市に所在する土地の固定資産税の納税者(土地価格等縦覧帳簿が縦覧できます)▶本市に所在する家屋の固定資産税の納税者(家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます)▶納税者の代理人(委任状が必要)▶納税管理人▶納税者と同一世帯の親族▶法定相続人(相続人であることを証明する戸籍謄本などが必要)

※縦覧を希望する方は、マイナンバー

カードや運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。

問税務課 本2階

【土地に関すること】

TEL0287-23-8726

【家屋に関すること】

TEL0287-23-8864

くらし



下水道への接続にご協力をお願いします

公共下水道の使用が可能になりましたら、ご家庭の生活排水を公共下水道に接続する工事を速やかに行う必要があります。合併浄化槽を利用しているご家庭でも、公共下水道に速やかに接続しなければなりません。

特に、くみ取り型のトイレは3年以内に水洗トイレに改造することが下水道法で義務付けられています。

下水道に接続するためには、排水設備工事が必要です。排水設備の工事は、大田原市下水道排水設備指定工事店で行ってください。

なお、大田原市下水道排水設備指

定工事店一覧は、上下水道課窓口や市HPをご覧ください。

問上下水道課 本5階

TEL0287-23-8712



上下水道施設における緊急時の支援協力に関する協定の締結

公益財団法人とちぎ建設技術センターと「上下水道施設における緊急時の支援協力に関する協定」を締結しました。

この協定は、地震や風水害などの緊急時に、上下水道施設の復旧や応急対応について、専門的な支援を受けることを目的としています。

本協定の締結により、災害発生時における対応力を高め、安全で安定した上下水道サービスをお届けできる体制の強化を図ります。

問上下水道課 本5階

TEL0287-23-8712

水道メーターの交換にご協力をお願いします

水道メーターは、計量法により有効期間が定められているため、満了を迎える水道メーターの交換を随時行っています。

交換対象となる方には、上下水道課から案内ハガキを送付しています。交換の際は、メーターボックス付近に車や荷物を置かないようご協力をお願いします。

●**期間** 4月中旬～12月下旬

●**施工業者** 大田原管工事工業協同組合登録業者

問上下水道課 本5階

TEL0287-23-8713

行政書士による無料相談会を開催します

遺言・相続手続、許認可申請など、くらしと役所の手続について無料でお答えします。

日時：3月28日(土) 10:00～15:00

場所：那須塩原市 西那須野公民館 大会議室
(那須塩原市太夫塚1丁目194番地78)

■要事前予約・申込先
栃木県行政書士会那須支部 成田

電話 090-4668-6285 (平日10時から17時まで)

※財源確保のため、有料広告を掲載しています。

広告

発見！ おおたわらの食の味力

大田原市公式YouTubeにて、大田原市の農産物や特産物を使った「黄金レシピ」の動画を公開しています。

「黄金レシピ」は、本市出身の和食料理人、館野 雄二氏に依頼し開発したものです。

動画を見て、大田原市の魅力的な食材に触れ、料理の腕を磨いてみませんか。

問政策推進課 本6階

TEL0287-23-8793



YouTube



市HP



廃棄物の屋外焼却は法律で禁止されています

廃棄物処理法では、廃棄物の処理基準に従わない方法での廃棄物の焼却を禁止しており、屋外焼却は違法になります。

【屋外焼却をしてはいけない理由】

①煙や臭いによるトラブル

「洗濯物に臭いがつく」、「窓が開けられない」、「煙が家の中に入ってきて体調が悪くなる」といった苦情が多く寄せられています。

②有害物質の発生

低い温度での焼却は、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、自分自身や周りの人々の健康に悪影響をおよぼす恐れがあります。

③火災の危険

空気が乾燥している時期や風の強い日は、小さな火が大きな火災につながる恐れがあり、非常に危険です。

【厳しい罰則が科せられます】

屋外焼却を行った者は、法律により、5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下の罰金)刑、またはその両方が科せられることがあります。

※未遂の場合でも処罰の対象となります。

【屋外焼却の例外規定】

次の場合に限り、例外として屋外焼却が認められることがあります。

▶国または地方公共団体が施設管理のために必要となる焼却

▶震災、風水害、火災などの災害予防、応急対策、復旧のために必要となる焼却

▶風俗習慣上または宗教上の行事に必要な焼却

▶農業、林業、漁業を営むためにやむを得ず行われる焼却

▶たき火など日常生活で通常行われる焼却であり軽微なもの

※ただし、生活環境の保全上支障を生じる場合には、行政指導を行うことがあります。ご理解とご協力をお願いします。

【屋外焼却を見つけたら】

禁止されている屋外焼却を見つけたときは、生活環境課にご連絡ください。火炎が吹き出している、火の粉が飛んでいるなど、火災の危険が差し迫っている場合は、迷わず消防署に通報してください。

市役所の業務時間外に行っている場合や、悪質なケース、常習性がある

場合などは、警察への相談も検討してください。

問生活環境課 本2階

☎0287-23-8706

廃棄物の不法投棄は法律で禁止されています

「誰も見ていないから」、「少しだけなら」、そんな軽い気持ちで行われる不法投棄(ポイ捨てなど)が、地域の環境を壊しています。不法投棄は、重大な犯罪として厳しく罰せられます。

私たちの住む街を不法投棄から守るため、一人ひとりがルールを守り、お互いに厳しい目を光らせましょう。

【不法投棄がもたらす深刻な影響】

①環境汚染と健康被害

捨てられたごみから出た有害物質が土壌や地下水を汚染し、生態系や私たちの健康に悪影響をおよぼす恐れがあります。

②多額の処理コスト

投棄されたごみの撤去には、皆さまの大切な税金が使われます。

③さらなる犯罪を招く

「ゴミがある場所」は管理が不届きと見なされ、さらなる不法投棄や放火などの犯罪を誘発する恐れがあります。

【厳しい罰則が科せられます】

不法投棄を行った者は、法律により、5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下の罰金)刑またはその両方が科せられることがあります。

※未遂の場合も処罰の対象となります。

【市民の皆さまへのお願い】

①土地の所有者・管理者の皆さまへ

自分の土地に不法投棄された場合、犯人が特定できなければ、所有者・管理者の責任で片付けなければなりません。「囲いや柵を設置する」「こまめに草刈りをする」など、ごみを捨てさせない環境づくりを心がけましょう。

②不法投棄を見かけたら

不法投棄の現場や、不審な車両を見かけた場合は、危険ですので直接注意はせず、以下の情報などを記録して速やかに警察や市役所に通報してください。

▶いつ(日時)▶どこで(場所)▶何を(種類・量)▶誰が(車のナンバー、車種、特徴など)

問生活環境課 本2階

☎0287-23-8706

令和8年度狂犬病予防集合注射のお知らせ

「狂犬病予防法」により、生後91日以上の犬には登録および年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。本市では以下の日程で集合注射を行います。

登録をされている飼い主の方には「集合注射案内通知」をお送りします。通知内の問診をご記入の上、会場にお持ちください。登録がお済みでない方も各会場で新規登録後に予防注射を受けさせることができます。

また、各動物病院での接種も可能ですが、栃木県獣医師会会員の動物病院以外で接種した場合は証明書が発行されますので、市役所(本庁・各支所)窓口はその証明書を持参し、注射済票の交付(手数料550円)を受けてください。

※詳細は、生活環境課までお問い合わせください。

●費用▶注射料金 3,600円(令和7年度までは3,500円)▶新規登録料金 3,000円(料金は現金のみ)

【狂犬病予防注射日程】

期日	時間	場所
4月11日(土)	9:00 ~ 9:30	野崎地区公民館
	10:05 ~ 10:25	佐久山地区公民館
	10:55 ~ 11:20	親園地区公民館
	13:00 ~ 13:25	金田南地区公民館
	14:00 ~ 14:25	大田原東地区公民館
4月12日(日)	15:00 ~ 15:30	市役所東別館前(1日目)
	9:10 ~ 9:30	須賀川中自治公民館
	9:50 ~ 10:10	須賀川小学校
	10:50 ~ 11:20	黒羽支所(1日目)
	13:00 ~ 13:25	佐良士多目的交流センター
4月25日(土)	13:45 ~ 14:15	湯津上支所(1日目)
	14:50 ~ 15:30	市役所東別館前(2日目)
	9:00 ~ 9:30	両郷地区公民館
	10:00 ~ 10:20	寒井本郷集会所
	10:50 ~ 11:20	黒羽支所(2日目)
4月25日(土)	13:00 ~ 13:30	湯津上支所(2日目)
	14:05 ~ 14:40	金田北地区公民館
	15:20 ~ 15:50	美原公園旧交通公園(美原陸上競技場西)

問生活環境課 本2階

☎0287-23-8832

